

「引揚げ」という歴史の問い方（下）

阿 部 安 成
加 藤 聖 文

- I はじめに（阿部）
- II 満洲体験を問う——「満洲引揚資料」の読み方（同前）
- III 海外引揚問題が投げかけるもの（加藤，以下同）
- IV 海外引揚研究の現状
- V 援護史と引揚史の編纂（以上，前号）
- VI 海外引揚関係一次史料の所在（以下，本号）
- VII 史料公開の問題点
- VIII 戦後史のタブーを越えて
- IX おわりに（阿部）

VI 海外引揚関係一次史料の所在

1. 編纂された史料集

海外引揚にかかわる一次史料は、行政機関において引揚者援護や残留婦人・孤児問題など、現在も続いている業務も含めるならば、国内外の史料保存機関に大量に残されている。全国の文書館や自治体保管庫などで戦後の引揚者援護関係の史料をみつけだすことは極めて容易である。一方、引揚そのものの実態や過程を窺うことのできる史料もまた、意外と残されているのが現状である。

こうした一次史料を史料集として編纂したものとしては、拙編『海外引揚関係史料集成 国内編』全16巻（ゆまに書房，2001年），および同『海外引揚関係史料集成 国外編・補遺編』全21巻（ゆまに書房，2002年）が、各地に設置された地方引揚援護局の史料など国内における引揚関係史料を収録した唯一のものである。

このほかには、台湾引揚の史料集として、前掲の『日本人の海外活動に関す

る歴史的調査 第九卷 台湾篇4』が台湾引揚前期を、『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』全10巻（河原功監修・解説、ゆまに書房、1997～1998年）が後期をカバーしており、この2種類の史料集によって、台湾引揚の全期間を知ることができる。また、前掲の『朝鮮終戦の記録』資料編3冊が朝鮮引揚に関する基本的な史料集となっている。ただし、それ以外の地域については、南京収容所で発行されていた日本人向けの新聞を復刻したものとして、『集報—南京日本人収容所新聞』（山中徳雄編・解説、不二出版、1990年）があるくらい¹³⁾、史料集の面からも研究状況と同じく決して十分なものとはいえない。

一方、海外では、台湾において多くの史料集が刊行されている。日本人の送還に関する中華民国側の史料集としては、『政府接收臺灣史料彙編』上・下巻（何鳳嬌編、國史館編・発行、1990年）が公刊されており、日系資産の接收と日本人の留用に関するものとしては、『台湾省政府档案史料彙編 台湾省行政長官公署時期（一）』（薛月順編、国史館発行、1999年）、『資源委員会档案史料彙編 光復初期台湾経済建設（上）』（薛月順編、国史館発行、1993年）、『台湾土地資料彙編 第一輯 光復初期土地之接收与处理（一）』（何鳳嬌編、国史館発行、1993年）、『光復台湾之籌画与受降接收』（秦孝儀主編、中国国民党中央委员会党史委员会編、1990年）が挙げられる。

これらは、台湾引揚にかかわるものであり、日本側のも含めるならば、台湾引揚に関する日本側と中華民国側の対応や動向に関する史料は充実している。

また、『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第七編 戦後中国』全4冊（秦孝儀主編、中国国民党中央委员会党史委员会編、1981年）にも、中国本土における日系資産接收と留用、さらには送還にかかわる史料や、旧満洲における日系資産をめぐる中ソ交渉にかかわる史料も収録されている。また、中国大陸側で刊行された『中蘇国家関係史資料匯編 1945—1949』（薛街天編、社会科学文献出版社、1996年）にも、旧満洲をめぐる中ソ交渉関係などの史料が収録されているが、前掲の『中華民国重要史料初編』からの転載史料が多いものとなっ

13) この『集報』を中心として、南京の集中營での日常生活を記録したものとしては、山中徳雄『南京一九四五年』（編集工房ノア、1988年）がある。

ている。

以上が海外引揚げに関する史料を編纂したものであるが、台湾や中国において刊行されている史料集のばあい、その史料の所蔵先はわかっても一体どの組織が作成し、どのファイルにまとめられているものなのかがわからなかったり、現物は非公開となっていたりするケースが多い。そのため、現物を確認することに手間取るといったこともしばしば生じる。同様に、日本で公開された「引揚史」などにおいても、依拠史料の正確性が問われなまま引用されているケースがある。たとえば、『満蒙終戦史』（前掲）は満洲引揚げの唯一まとまった記録であるが、満洲引揚げが混乱のなかでおこなわれたために、情報が不正確であったり、日本まで持ち込めた史料が少なかったことから、各地の状況に関する記述に精粗があったり、同じ地域でも執筆者が異なっていたためか章によっては日付やデータが大きく異なっている例もみられ、必ずしも全面的に依拠できない箇所がある。こうした不確実性は、その基となった一次史料の発掘と整理によってしか克服できないが、現在のところこうした史料発掘はほとんどなされていない。

そうした点からみても、滋賀大学経済経営研究所調査資料室が保管する「満洲引揚げ資料」は、『満蒙終戦史』が作成されていく過程を明らかにするものとして重要であり、この史料の検証を通すなかで、新しい成果が期待できよう。

2. 一次史料の所在

編纂された史料集はまだまだ十分なものとはいえないが、一次史料に関しては国内外にかなりの量が残されている。まず、国内についてであるが、中央行政官庁においては、外務省外交史料館が所蔵する外交記録（戦後公開分）が、海外引揚げに関する史料が現地の動向や政府の対応を窺えるものとして、質量ともに充実したものとなっている。主に第3回公開・第4回公開・第6回公開・第16回公開の外交記録のなかに含まれているが、2002年の第16回公開分は、引揚げ援護も含まれたこれまでのなかでも最も大量の記録公開であり、大半は、外務省アジア大洋州局外地整理室に保管されていたものである。外地整理室が所蔵し

ている引揚関係史料は、多くが外交史料館へ移管されたが、植民地官吏の恩給関係や旧植民地官庁の残務整理事務所にかかわる文書はまだ残っている。さらに、防衛庁防衛研究所図書館にも、関東軍や朝鮮軍など現地軍からの敗戦直後の現地の状況を窺えるものや復員省関係の史料などが多く所蔵されている。

また、厚生労働省においても引揚援護関係の史料が多数保管されており、情報公開法に基づいた公開請求もおこなえるが、個人情報にかかわるものであるため、なにでもみられるというわけではない。なお、若槻前掲書において、厚生省では戦後まもなくして「満州引揚史」・「台湾引揚史」・「朝鮮引揚史」が編纂され、「満州引揚史」の一部が厚生省の書庫に保管されていると記されているが¹⁴⁾、筆者が厚生労働省において確認した範囲ではみつけだすことはできなかった。このほか、財務省（財務総合政策研究所）には在外財産補償にかかわる文書が保管されており、その一部が『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻（大蔵省財政史室編，東洋経済新報社，1984年）に掲載されている。

次に、史料保存機関および図書館などにおいては、国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「大野緑一郎関係文書」には朝鮮引揚および在外財産補償問題にかかわる史料が、「片倉衷関係文書」には満蒙同胞援護会関係の史料が、含まれている。また、「芳賀四郎関係文書」は終戦連絡中央事務局にかかわる史料であり、GHQと日本政府とのあいだのやり取りや対日理事会の議事要録などが含まれている。そのほかにも、米国立公文書館が所蔵のGHQ文書がマイクロフィルムでみることができ、それらのなかには日本人の引揚にかかわる重要な史料が多く含まれている。

このほか、引揚者団体が作成または所蔵していた史料も近年になって一般でも閲覧できるようになっている。まず、満蒙同胞援護会の後身である国際善隣協会が所蔵していた図書や史料は現在、拓殖大学図書館へ寄贈されている。多くは満洲国関係者による手記などの図書が中心であるが、瀋陽市日本人居留民

14) 前掲『新版 戦後引揚げの記録』377頁。

会が1946年に作成した「難民救済事業要覧」など貴重な一次史料も含まれている。¹⁵⁾

拓殖大学図書館が所蔵する「国際善隣文庫」は、満蒙同胞援護会から国際善隣協会へと移行するなかで蓄積されて図書類として扱われていたものであるが、滋賀大学経済経営研究所調査資料室が保管する「満洲引揚資料」のうちの満蒙同胞援護会関係史料（国際善隣協会関係史料も含む）は、『満蒙終戦史』の基となった史料も含めて業務資料として一括されていたものである。これらは、本来は1つの組織が所蔵していたものであったが、ある時期に業務資料が分離され、図書類のみ国際善隣協会に引き継がれていったと思われる。

次に、中央日韓協会の史料は、学習院大学東洋文化研究所が所蔵している。朝鮮引揚に関する現地の情報や在外財産補償関係、朝鮮引揚者団体が発行した雑誌や関連図書類など朝鮮引揚に関する史料の宝庫である。なお、『朝鮮終戦の記録』¹⁶⁾を執筆した森田芳夫の旧蔵図書類は、九州大学文学部図書室において、「森田文庫」として公開されている。ただし、現在公開されているものは韓国で出版されたものが中心であり、『朝鮮終戦の記録』執筆の際に引用した史料などは含まれていない。森田のばあいは、外務省などから一次史料を借用していたともいわれ、手元にどれほどの史料を持っていたのか明らかではないが、現在整理中の図書類のなかにある可能性も否定できない。¹⁷⁾

全国樺太連盟も樺太引揚に関する史料を所蔵していたが、組織の縮小にもなつて、前掲『樺太終戦史』の編纂資料などを中心とした大半の史料や図書類を、北海道立文書館へ移管している。¹⁸⁾

15) 国際善隣協会から寄贈されたものについては、『拓殖大学図書館蔵書目録第17輯国際善隣文庫目録』（拓殖大学図書館編・発行、2000年）にすべて収録されている。

16) 学習院大学東洋文化研究所が所蔵する中央日韓協会史料は、『朝鮮関係文献・資料総目録』（財団法人友邦協会・社団法人中央日韓協会編・発行、1985年）を参照。なお、中央日韓協会からは最近になって第二次の史料受入をおこなったが、こちらは刊行目録は作成されていない。

17) 森田は執筆の際、外務省や厚生省、中央日韓協会、朝鮮各地の引揚者団体などが所蔵する史料を活用しているが、これらに関しては、森田芳夫「『日本人の朝鮮引揚』に関する文献資料」（『朝鮮学報』第13輯、1958年9月）で詳細な紹介がなされている。

18) 『樺太終戦史』編纂資料の目録は、『樺太関係文献総目録』（北海道編・発行、1970年）に収録されている。

台湾協会の史料に関しては、現在も台湾協会が所蔵している。台湾協会のばあい、他の引揚者団体と異なり、早くから図書館を一般開放している。史料としては、前掲の『台湾引揚・留用記録』の現物である留台日僑世話役日誌などを所蔵している¹⁹⁾。また、会員も台湾引揚に直接かかわったものに限定せず関係者の子息も対象としているため、他の団体と違って会員数の減少による閉鎖という事態に見舞われていない。そのため現在も、他の機関へ史料を寄贈することなく自前で公開している。

地方において引揚関係史料が1つのまとまりとして公開されているのは、福岡市立総合図書館が所蔵する「博多引揚資料」が代表的なものである。これは、博多市内を拠点として活動している「引揚げ港・博多を考える集い」が関係者によびかけて収集したものである。本来は、博多港に引揚資料館を建設することを目的として収集されたものであったが、現在は福岡市保健福祉局へ寄贈され、総合図書館において公開されている。史料は、引揚証明書や債券・郵便預金証書などが中心であり、さらにはリックサックなどの物品類も含まれている。ただし、そのなかでも「波多江興輔氏寄贈資料」は、朝鮮の日本人世話会やMRU (Medical Relief Union: 医療救護部) および在外同胞援護会の具体的な援護活動を窺うことのできる貴重な文書史料である²⁰⁾。

また、引揚援護にかかわる史料については、厚生省事務次官であった木村忠二郎が寄贈した日本社会事業大学図書館の「木村文庫」のなかに、厚生省内部で作成されたものなどいくつかの貴重な史料が含まれている²¹⁾。

さらに、在外財産補償問題にかかわるものとしては、武蔵大学附属図書館に「鈴木武雄先生寄贈審議会・委員会関係資料」が所蔵されている。これは、在外財産審議会および臨時在外財産調査会にかかわる政府側の史料である²²⁾。これとは

19) 目録としては、『台湾協会所蔵 図書・資料目録』(台湾協会編・発行、1994年)がある。

20) 目録として、『博多港引揚資料目録』(福岡市保健福祉局総務部地域福祉課編・発行、2001年)がある。

21) 木村文庫については、滋賀大学経済学部阿部安成助教授のご教示による。

22) 目録としては、『鈴木武雄先生寄贈審議会・委員会関係資料—昭和30・40年代を中心とした』(武蔵大学附属図書館編・発行、1984年)がある。

べつに、運動した側の史料として、静岡県立中央図書館が所蔵する「山田重太郎文庫」がある。こちらは、引揚者団体連合会静岡県本部が作成した昭和31年度から昭和41年度までの書類が中心で、55冊もの分量にのぼり、県レベルでの在外財産補償運動を知ることのできる唯一のまとまった史料といえよう²³⁾。

以上は文書史料であるが、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）には、敗戦後長春で日本人向けに発行されていた『東北導報 長春版』・『前進報 日文版』・『民主日本』・『日僑長春報』・『東北日本新報』・『東北毎夕新聞』・『長春日本人新聞』といった新聞が所蔵されている²⁴⁾。

このほかにも、物品類を中心とした引揚関係の史料を収集・公開している機関としては、平和祈念展示資料館（独立行政法人平和祈念事業特別基金運営）があり、地方では舞鶴引揚記念館と浦頭引揚記念資料館がある。いずれも衣類・証書などの物品類と関係者の手記（公刊・私家版）が大半であり、基本的には「展示」が中心となっており、閲覧が可能な体制にはなっていない。

海外においては、とくに台湾での史料公開が進んでおり、主に日本人の送還および留用と日系資産接収にかかわる国民政府関係の史料を目にすることが可能となっている。なかでも国史館には、国民政府による日系資産接収と日本人の留用などに関する史料が豊富であるが、国史館のばあいは、中国本土におけるものが中心である。これに対して、台湾における同様の史料の多くは、国史館台湾文献館が所蔵する台湾総督府文書および台湾殖拓株式会社文書、台湾省政府文書のなかに含まれている。また、中央研究院近代史研究所にも接収および対日賠償関係の史料がある。このほか、中国国民党党史館にも同様に接収・

23) 単独の目録はないが、『静岡県立中央図書館郷土資料目録 昭和60年10月－平成7年3月』（静岡県立中央図書館編・発行、1996年）に掲載されている。

24) 東大明治新聞雑誌文庫所蔵の新聞は、前掲『海外引揚関係史料集成 国外編・補遺編』補遺第3巻にすべて収録されている。なお、ローリー・ワット「『東北導報』—敗戦後の満州における日本人の世界」（『東アジア近代史』第6号、2003年3月）が、中国国家図書館外字新聞閲覧室に所蔵されている『東北導報 瀋陽版』の史料紹介的な分析をおこなっている。ただし、中国国家図書館所蔵分の全体像に触れていないことと、東大に所蔵されている『東北導報 長春版』の存在を知らずに史料紹介をおこなっている。

留用関係の史料が、国防部史政編訳室には国民政府軍による接收関係史料があるが、こちらのばあいは、いずれも事前の閲覧手続が必要である。

台湾と同じく中国においても、東北地方にある遼寧省档案館・吉林省档案館・黒竜江省档案館・大連市档案館には、満洲引揚に関する国民政府関係（黒竜江省と大連市のばあいは中国共産党政権関係）の史料が豊富にあり、南京第二歴史档案館・上海市档案館・天津市档案館・北京市档案館などにも、日系資産接收や留用・送還に関する史料が多く所蔵されている。ただし、南京第二歴史档案館や上海市档案館など閲覧手続が簡単なところを除いて、多くが閲覧までの手続きが煩雑か未公開となっている²⁵⁾。

米国では、米国立公文書館が、日本人の引揚にかかわる連合国内の政策決定文書や現地の情勢報告、ポーレー調査団関係文書、大連引揚者から押収した日本人労働組合関係の文書、ソ連軍政下の南樺太で発行されていた『新生命』などを所蔵している。そのうちのGHQにかかわる文書や日本人労働組合関係文書は国立国会図書館憲政資料室で、『新生命』も同じ国会図書館においてマイクロフィルムでみることができるよう²⁶⁾に、主要な史料は日本でもみることができ²⁷⁾る。このほかにも、韓国に置かれた軍政庁にかかわる文書も所蔵されており、これらの一部はマイクロフィルムで販売され、国内のいくつかの大学図書館で

25) 各档案館が所蔵する送還・留用・接收にかかわる文書は国民政府期に分類された文書のなかに含まれている。これらの概要に関しては、中国档案館指南叢書（中国档案出版社発行）のなかの『遼寧省档案館指南』（遼寧省档案館編，1994年）、「吉林省档案館指南」（吉林省档案館編，1996年）、「黒竜江省档案館指南」（黒竜江省档案館編，1994年）、「大連市档案館指南」（大連市档案館編，1994年）、「上海市档案館指南」（上海市档案館編，1999年）、「天津市档案館指南」（天津市档案館編，1996年）、「青島市档案館指南」（青島市档案館編，1998年）、「南京市档案館指南」（南京市档案館編，1998年）、「北京市档案館指南」（北京市档案館編，1996年）を参照。また、南京第二歴史档案館については、『中国第二歴史档案館簡明指南』（施宣嶺・趙銘忠主編，档案出版社発行，1987年）を参照。なお、遼寧省档案館などの各館ホームページにおいても史料概要などを公開しているところもある。

26) 戦後の旧満洲における日系資産の被害状況を知るうえで重要なポーレー調査団報告書については、井村哲郎「ポーレー調査団報告書 満洲編」（井村哲郎編『1940年代の東アジア 文献解題』アジア経済研究所発行，1997年）参照。

27) 「大連日本人労働組合関係文書」と『新生命』については、前掲『海外引揚関係史料集成 国外編・補遺編』補遺第3・4巻に収録されている。

も所蔵している。このほか、米国には、スタンフォード大学フーバー研究所に旧満洲での日系資産接収と対ソ交渉にかかわった張公権文書（経済関係中心）が所蔵されており²⁸⁾、コロンビア大学図書館においても同様の種類である熊式輝文書（政治・軍事関係中心）を所蔵している²⁹⁾。

日本人の引揚に関して重要な存在であるソ連に関する史料は、残念ながらその所在状況は詳しく判明していないのが現状である。ただし、ソ連の海外引揚問題への対応については、近年の公文書公開によってその実態が明らかにされつつあり、旧ソ連の一次史料を使ってソ連側の意図と引揚問題への対応を明らかにした、『シベリア抑留』スターリンの捕虜たち—ソ連機密資料が語る全容』（ヴィクトル＝カルプフ著・長勢了治訳、北海道新聞社発行、2001年）が発表されている。このほか、国立サハリン州公文書館には、サハリンでの敗戦後の日本人対策および引揚にかかわる史料があるが、いまの閲覧体制は十分とはいえない。

Ⅶ 史料公開の問題点

これまで触れてきた一次史料は、主に現地からの引揚げやその現地での動向、または引揚げ後の在外財産補償運動にかかわるものが中心であり、引揚げ者援護などを中心とした一次史料については、国内のほとんどの地方自治体が所蔵している。地方自治体のばあい、文書館（公文書館を含む）などの保存公開機関がないばあいは、情報公開請求に基づいて担当窓口に赴かなければならないが、文書館などを設置しているばあいは、そこで閲覧することが可能である。

ただし、行政文書として扱われる文書館では、個人情報保護という問題がかかわってくることに注意しなければならない。

28) なお、張公権文書のマイクロフィルムはアジア経済研究所で閲覧することができる。また、『「張公権文書」目録』（アジア経済研究所所内資料、1986年）も作成されている。このほか、張公権文書のなかの日記については、英訳版として、“Last Chance in Manchuria THE DIARY OF CHANG KIA-NGAU” Donald G.Gillin/Ramon H.Myers, Hoover Institution Press, 1989, と日記を抄録した、『張公権先生年譜初稿』上下冊（姚 齡編著、伝記文学出版社発行、1982年）がある。

29) 熊式輝文書については、井村哲郎「熊式輝文書：解題と目録」（『アジア経済資料月報』第447号、1997年1月）において史料の概要と目録が紹介されている。

たとえば、北海道立文書館が所蔵する「船泊村役場文書」のばあい、「海外引揚者無縁故収容所関係」と題された簿冊は閲覧可能であるが、「外地引揚者関係 昭和二十一年～昭和二十六年」と題された簿冊は非公開となっており、完結年が昭和26（1951）年であるため、公開は文書完結から80年後の2032年となっている。これは、個人情報（それが公開されたときに、ある特定の個人が不利益をこうむる可能性がある）が、その簿冊のなかに含まれているか否かによって公開・非公開が決められているための措置であるが、全国的に一律の基準があるわけではなく、各機関の判断に委ねられているのが現状であり、地方自治体によって基準が厳格なところとそうでないところの差が生じている。

個人情報についてその取扱要綱を定めている例としては、京都府立総合資料館が挙げられる。1997年3月から施行された「行政文書に含まれる個人情報の取扱要綱」で示された基準のなかから、引揚にかかわるものを抜き出すと、「引揚げ者給付金等に関する情報」・「身元旅行調査・身上調査」・「公的扶助に関する情報（生活資金貸付状況等）」・「健康状況に関する情報（健康診断書・身体検査書・死亡届等）」が文書完結後80年、「請願及び陳情等に関する情報（建白書・建言建議・嘆願書、請願・陳情・意見書等）」が同25年といったところであろう。

引揚者の生活実態や、どの地域からどのくらい引揚げてきた人がいたのか、といったデータを調べたいとき、個人情報保護の基準が明文化されたうえで運用されているならば、まずその目的に合致する文書は非公開である。ただし、京都府立総合資料館では、「研究目的上、特に公益性がある場合」は「特別閲覧」の申請が可能とされている。この「特別閲覧」の規程は他の機関でも設けられているケースが多いものの、なにをもって「研究」とするのかは極めて曖昧であり、また「研究」を前面に出したばあい、研究者だけを優遇するのかといった批判も一般から招きかねず、ここのところは議論の分かれるところである。³⁰⁾

30) 京都府立総合資料館における個人情報保護の取り組みについては、渡辺佳子「文書館における個人情報の取り扱いを考える」（『記録と史料』第9号、1998年10月）参照。京都府立総合資料館のほかにも神奈川県立公文書館もかなり具体的な基準を策定している。一方、これとは反対に、要綱などによって基準を明確化せず、一件ごとに個別対応をおこなっているのは、広島県立公文書館である。このばあい、業務側は大変であるが、

地方においては、早くから個人情報の取扱いについて取り組んでいるために、統一した基準はないものの、それぞれが独自のルールを定めて対応している点では評価できよう。しかし、中央官庁においてはその基準作りが後手に回っているために、時として不可解なことに遭遇することがある。³¹⁾ プライバシー保護法が来年2005年度から施行されるに際して、今後中央官庁では個人情報保護の観点から文書公開は極めて慎重になっていくと思われ、結果的には歴史研究にとってやりづらい事態となる可能性がある。

このように、行政機関が持つ史料は、個人情報保護という問題を避けて通れないが、行政文書を公開しているのではない大学などの研究教育機関のばあいは、基本的には利用者責任の立場を明確にし、利用者にも周知させることで十分対応が可能である。

しかし、海外引揚関係史料の公開については、以上述べてきたように行政機関にかかわるところだけの問題であって、個人所蔵の史料ならば問題はないのかといえども違う。個人が所蔵しているながら未だに公開されていない事例として、「婦人の友」の会佐世保支部に伝わる史料を挙げてみよう。

国内の引揚援護局の施設内には、「婦人健康相談所」というものが設けられていた。これは、羽仁もと子が主催する「婦人の友」の会の会員がボランティアとして引揚援護に携わって活動したところである。その業務は、引揚の最中で性暴力にあった女性引揚者の問診をおこない、性病罹患または妊娠が認められたばあいは、指定の病院・診療所への移送手配をおこなうことであった。

佐世保支部のばあい、この問診時の被害者から聞いた詳細な状況説明を会員が「問診日誌」として記録にとどめ、現在まで友の会会員のあいだで伝えてき

▽閲覧希望者にとっては門前払いということではなく、納得した説明を得られるという利点はある。

31) 筆者は以前、情報公開法に基づいて外務省外地整理室が所蔵する台湾総督府残務整理事務所関係文書の公開請求の際、個人情報保護という理由から腑に落ちない文書の公開を受けたものの、その際の基準は極めて曖昧なものであった。その経緯に関しては、拙稿「記録史料学にとっての情報公開法—外務省「外地整理室」保管文書について」（『史料館報』第77号、2002年9月）参照。

³²⁾た。個人が所蔵する史料は、行政文書とは異なり、個人情報取扱は一定のルールがあるわけではなく、閲覧者の良心に委ねられている。しかし、このようなあまりにも重い過去の記録をどう扱えばよいのかについては、「学術研究」という目的は無効ですらある。

このように、引揚関係「史料」とはいうものの、今日の問題からは完全に切り離すことは不可能であり、そうした面からいえば、海外引揚問題はいまでも「歴史」になり得ない微妙な側面があることを理解しなければならないであろう。

Ⅷ 戦後史のタブーを越えて

敗戦国ドイツのばあいも、民間人の引揚において日本と同様の悲劇に見舞われるが、最近になってノーベル賞作家ギュンター・グラスが『蟹の横歩き—ヴィルヘルム・グストロフ号事件』（池内紀訳、集英社、2003年・原書2002年）を発表した。第二次世界大戦末期にソ連潜水艦によって撃沈されて9000名——そのほとんどが東プロイセンからの引揚者——を越す死者を出し、世界の海難事件最大の悲劇であったにもかかわらず、戦後のドイツにおいて封印されてきた史実を題材にしたもので、戦後ドイツが他民族に対する加害責任のみに囚われ、自国民の悲劇をきちんと語り継がなかったことが、現実を直視することを妨げ、ネオナチ台頭の温床にもなったとの警告はドイツ社会に衝撃を与えた。グラスはまさに前進しようにも横にしか進めない蟹の姿とドイツの戦後とをダブらせたのであり、日本では事あるごとに引き合いに出されるワイツゼッカーの演説に代表されるような、ドイツは戦争責任を直視し、過去の清算に前向きに取り組んでいるといった一般に流布しているイメージとは正反対の、あまりにも屈折した歴史観が依然として克服されていない現代社会の病巣を抉り出したのである。

ただし、ドイツと日本とを安易に比較するだけではあまり意味はない。しかし、政治の世界ではない学問の世界において戦争を考えるばあい、敗戦国の被害をも歴史的視点から問い直す作業は必要であろう。そうした意味においてドイツ

32) この「問診日誌」については、その一部が、前掲『水子の譜』に紹介されている。

の現状から考えると、日本においても同様の屈折した歴史観——いやそのことすら自覚していないほどの重症かもしれない——を歴史学においてはもちろん文学の世界においても、真正面から取り上げようとする動きは皆無であることは否定できない。³³⁾

日本においては、1974年に「樺太一九四五年夏・氷雪の門」（監督村山三男・製作JMP）という映画が制作された。これは「九人の乙女の悲劇」として知られている、ソ連軍の南樺太進攻のなかで、自らの命を絶った9人の電話交換手の悲劇を題材にしたものである。この事件は8月15日を過ぎた20日に起きたことも重要であるが、別段イデオロギー的な意図のもとに製作されたわけでもないこの映画が、東宝系で封切られる直前になって、突然中止に追い込まれたことが、より問題を深刻なものとしている。突然中止の理由を東宝は明らかにしなかったが、この映画に対してソ連のタス通信が「反ソ映画」として批判していたことは事実であった。³⁴⁾しかし、何度も映画化された「ひめゆりの塔」については、「反米的」であるとの批判は皆無であったにもかかわらず、同じ日本で同じ戦場で同じ世代の女性が亡くなっても、かくも扱いが異なるのはなぜであろうか。ついでに述べるならば、沖縄戦が日本国内で民間人も巻き込んだ唯一かつ最後の地上戦ではなく、1942年11月に内地に編入された南樺太が民間人も巻き込

33) 戦後日本文学の代表的な作家のなかには、五味川純平・清岡卓行・五木寛之・宮尾登美子・大藪春彦・なかにし礼など多くの引揚げ者がいる。彼らの内面には引揚げ体験から大きな影響を受け、それが作品に生かされているものあれば、引揚げ体験そのものを作品としたものもある。そのなかでも、藤原てい「流れる星は生きている」（日比谷出版社、1949年・中公文庫版1976年）は引揚げ体験の作品としてベストセラーとなり映画化もされた。一方、藤原とはまったくべつの手法で引揚げ体験を形象化した、安部公房「けものたちは故郷をめざす」（大日本雄弁会講談社、1957年・新潮文庫版1970年）は単なる生き残ったものの引揚げ体験にとどまらず、「祖国」や「国家」に対する懐疑を基調としたより文学的なものとして、他の引揚げ体験を基にした作品のなかでも出色のものとなっている。しかし、これらはあくまでも自身のアイデンティティや植民地出身者にとっての祖国を問うた内向的なものが基調となっており、そこから戦後日本社会の病巣を撃つような外に向けられた激しさをみることはできない。なお、旧植民地出身の作家とその作品については、尾崎秀樹『旧植民地文学の研究』（勁草書房、1971年）、および川村湊『異郷の昭和文学—「満州」と近代日本』（岩波新書、1990年）参照。

34) 川嶋康男「『九人の乙女』はなぜ死んだか 樺太・真岡郵便局電話交換手集団自決の真相」（恒友出版発行、1989年）187頁。なお、同前書は、生き残った関係者らの証言をもとに「九人の乙女」の悲劇の真相を追ったノンフィクションである。

んだ最後の地上戦なのであって、教科書からも忘却された樺太の悲劇は、戦後日本人の歴史観を端的に象徴しているともいえるのではなからうか。

ヴィルヘルム・グストロフ号事件は、タイタニック号事故の6倍の犠牲者を出しながらも、悲劇として語り伝えられるのは後者である。日本においても同じく「ひめゆり部隊」は語り継がれるが、「九人の乙女」は忘却の彼方へと押しやられていった。同じ人間の死であるならば、敗戦国であろうと戦勝国であろうと同じであるはずにもかかわらず、やはりそこには厳然と分け隔てられているなにかがあるのである。

また、引揚女性をめぐる問題についても、同様のことがいえる。戦場における女性の悲劇はなにも南京だけではなく、満洲や朝鮮においても同じことが起きていたのだが、日本においては上坪がドキュメンタリーによって初めて切り込んだにもかかわらず、この問題を歴史学は真正面から受け止めなかった。上坪の作品が出版された際、「日本人の被害の側面のみが強調され、加害者としての側面が希薄である」といった批評があったが³⁵⁾、これほど問題の深刻さを相対化するものはないであろう。日本において国家黙認の下で大量の強制墮胎がおこなわれ、「混血児」が徹底的に抹殺されていた事実、墮胎手術を受けた女性や治療に当たった関係者が重く口を閉ざしながらも、歴史から完全に忘れ去られることに対するやり切れない思いをどのように受け止めればいいのか、それに対して戦後歴史学はいまお応えてはいない。³⁶⁾ ちなみに、ドイツにおいてはベルリン陥落の際に起きた女性の悲劇について、ヘルケ＝ザンダー・バーバラ＝ヨール編著『1945年・ベルリン解放の真実：戦争・強姦・子ども』（寺崎あき子・伊藤明子訳、現代書館、1996年）といった、大がかりな関係者からの聞き取り調査に基づいた学問的成果が挙げられていることをつけくわえておこう。³⁷⁾

35) 前掲『水子の譜』文庫版のためのあとがき。

36) 上坪も取り上げた福岡県二日市保養所については、唯一地元の民間人による「引揚げ港・博多を考える集い」が史料や関係者の証言を集める活動をおこなっており、『戦後50年 引揚げを憶う（続）証言・二日市保養所』（「引揚げ港・博多を考える集い」編集委員会編、同集い発行、1998年）にその記録が掲載されている。

37) なお、中国における日本軍の性暴力による被害者を対象として、日本人研究者らがおこなった聞き取り調査の成果として、『黄土の村の性暴力—大娘たちの戦争は終わらな

グラスがその書のなかで、東プロイセンの避難民の悲劇について「これほどの苦難に口をつぐんではならない。見据えるのを避けて、極右の連中にゆだねてはいけない。わが罪を思い知り、悔いと痛みをずっともちつづけていたにせよ、かかる怠慢は万死に値する」と「御老体」に語らせているが、歴史とは、ただそこでなにが起きたのかを明らかにすることが重要なのであり、敗者と勝者といった政治の世界の価値観は関係ないはずだが、現実にはそうはならず「勝者の歴史」が大手を振っている。しかし、そうした政治の価値観に束縛され続けるならば、いつかは「敗者の歴史」も政治的な思惑に利用されていくのであって、グラスが危惧するのもまさにそこにあるといえよう。

海外引揚は、ややもすればその悲劇性のみ強調され、それは人間の感情に直接訴えることに繋がりがかねない。感情は行動の起爆剤となる反面、冷静な思考力を妨げる面もあるのであって、海外引揚研究の「危うさ」はまさにそこにある。我々としては、単に引揚者の悲劇をまえにして共に涙を流すのではなく、また逆にことさら無視するのではなく、固定観念に囚われることなくそれを冷静に直視するなかで、日本と東アジアとのかかわりをもう一度考え直す作業が必要なのではなかろうか。

IX おわりに

本稿の共著者である加藤は、第二次世界大戦における日本の敗戦と公文書の廃棄について考察した論考で、史料論の現状を批判している。すなわち、「植民地・占領地関係史料」、ひいては「近現代史料全体」をめぐって、歴史資料の所在やその書誌の情報を提示するにとどまらず、「史料そのものの構造」「文

い】(石田米子・内田知行編、創土社、2004年)が刊行された。ちなみに、旧満洲におけるソ連軍の性暴力は多くの中国人等にもおよんでいたが、こちらの事実はいまの中国ではタブーとなっている。中国における性暴力や朝鮮人慰安婦問題などは、研究者の関心を引きやすい面もあり、また被害者にとっての怒りの対象がはっきりしている。その一点においてどこに怒りの矛先を向ければいいのかかわからない引揚者とのあいだには決定的な深い溝があるといえよう。

38) 前掲『蟹の横歩き』111頁。

書群の構造」の研究が必要だというのである。³⁹⁾ここにいう「構造」とは、史料の「本来」の性格であり、それがいまに残るにいたった経緯であり、また、文書の作成や保管にかかわる組織の「行政機関としての性格」、そして「日本の近現代文書の特徴」、として挙げられる歴史資料をめぐる事態である。要諦は、資料=史料⁴⁰⁾に即くということなのである。

もちろん、史料に即してそれを読む、とは歴史研究者の基本態度なのであって、とくに実証を職分とするかぎり、歴史家はだれもがそのようにして史料とかかわっているといわれるかもしれない。ここにいう、史料にぴったりとつく、とはそれをとおして、1つには史料をめぐる状況を組みかえてゆくこと、2つには資料を読むくわたしはなにものなのかを考えてゆくこと、と示してみよう。

そもそも「引揚げ」という出来事の端緒となった戦争は、その後当事者たちを戦勝国民と敗戦国民に、そしてそれぞれに帰属する（と自覚したりみなされたりする）人びとを加害者と被害者とに大きく二分してしまう。こうした事態のなかで、戦争とその後をめぐる、語られることと語られないこと、語り得ることと語り得ないことが作り出されて、ひいては、加藤がいう「歴史から完全に忘れ去られること」や、澤地の作品にわたしがみとった解きほぐしと編みなおしという、澤地が澤地であるための、あるいは彼女が澤地久枝として生きるための営みを生み出すこととなる。

歴史をめぐるいわば沈黙は、そこをさまざまな当事者の声で充填しようとするときに、それは歴史学の職分なのか、あるいは文学やドキュメンタリーやノンフィクションの作業としておこなわれるのか、またその領分は学問と政治とのどちらが担うにふさわしいのか、そもそも歴史の史料とはその扱いを専門とする研究者に開かれていればよいのか、とある市井のひとにそれはどのように

39) 加藤聖文「敗戦と公文書廃棄—植民地・占領地における実態」『史料館研究紀要』第33号、2002年3月。

40) わたしはこうした論点をめぐる論議の試みを、彦根高等商業学校収集資料を素材として（阿部安成「研究ノート 彦根高等商業学校収集資料の可能性について」『NEWS LETTER』近現代東北アジア地域史研究会、第15号、2003年12月）、1878年真土村事件をめぐる（同前「事件の書誌学のために—一八七八年真土村事件についての」『自由民権』町田市立自由民権資料館紀要、第11号、第12号、1998年、1999年）展開した。

開かれているのか、が問われることとなる。

ある出来事がなんであったのかをわたしたちに報せてくれる史料があるとき、それはただ過去をたどる導きとしてわたしたちのまえにあるのではなく、歴史を知るときにわたしたちはなにを考えなくてはならないのか、なにが問われているのかの系の所在をそれは教えているのである。そして史料を読もうとするものは、史料がそれ自体にふさわしく読まれるような状況を作り出す要請を史料から受けているのである。本稿は第Ⅱ章から第Ⅷ章の論述により、「引揚げ」をめぐる史料と研究とそれらの現状についての格好のレファランスとなった、と自負している。

歴史は、そこに落丁や白紙があることを許さない頑固な知だといえる。書かれてこなかった歴史があると、現存するその当事者にもそれを知った観察者にも「やり切れない思い」を強いることとなる。この耐えられないという情を梃子として、いわば間隙を縫うように歴史が綴られてゆくのだが、それでも記録としての歴史に隙間があったとしたら、それはただに史料がないことのあらわれなのだとかたづけられることがあるものの、むしろそうした事態は、現在が過去を「歴史」になり得ないものとしていっていると考えるてはならない。くりかえし、歴史と現在とのつながりが指摘されるゆえんがここにある。そこでわたしたちは、過去の出来事とそれをめぐるわたしたちの自前の知とを検証しながら、双方をともに歴史のなかに置いてみる——すなわち、歴史化⁴¹⁾することが必要となるのである。

このとき、歴史の探求者は、たとえば、自分たちの手持ちの道具をつねに点検しながらそれを用いる職人となる。職人にありがちなとみなされやすい得手勝手を確かめながら職分を果たすところに、他人事ではありしかも重いその過去を明らかにしようとする権能が認められているのだろう。この可能性を追究することで、わたしは澤地のいう「辛さ」にちかづけると思う。

41) 前述の成田の論考には「Historicizing “Repatriation”」との英語タイトルがつけられていた。

追記

本稿（加藤執筆分）は、文部科学省科学研究費助成：若手研究（A）「海外引揚問題と戦後日本人の東アジア観形成に関する基盤的研究」（研究代表者加藤聖文）による成果の一部である。